

地域計画(人・農地プラン)策定にご協力願います！

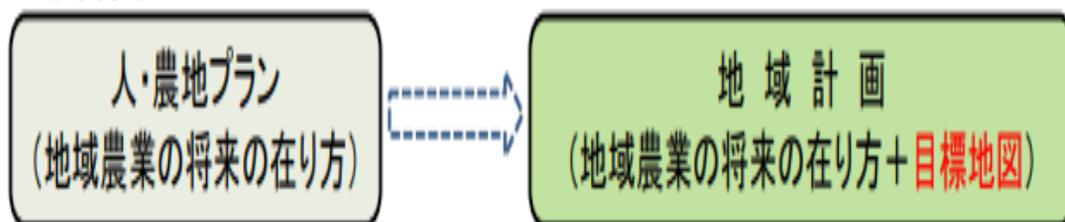
1. 農地の「地域計画(人・農地プラン)」とは

市では、農業の担い手を確保しつつ、農地中間管理機構（千葉県園芸協会）（以下機構）を活用した農地の集約化等を進めるため地域での話し合いを重ね「地域計画」を策定し、併せて10年後の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「目標地図」を作成していきます。

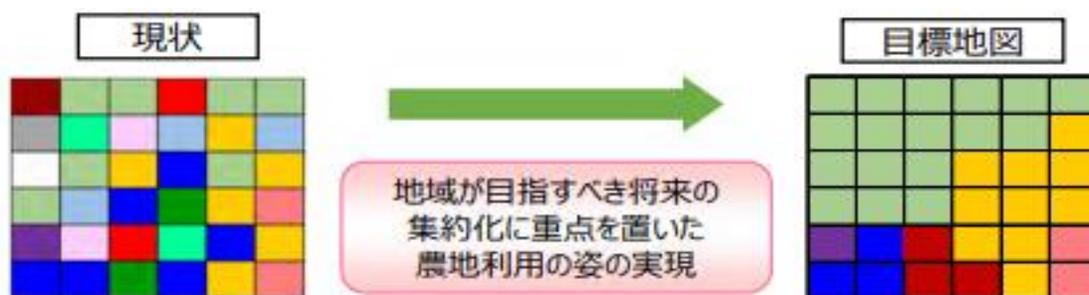
令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、これまでに各地域で策定された「人・農地プラン」は、「地域計画」へ移行しました。

既に「人・農地プラン」が策定されている地域から先行して進めていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○地域計画のイメージ



○目標地図のイメージ



2. 策定にあたり地域の方にご協力いただきたいこと

- ・ 地域での話し合いの機会として「協議の場」を設け目指すべき将来の農地利用等について、関係機関とともに協議を進めたく、「協議の場」を設け話し合いを進めることにご協力ください。（行政区・土地改良区・耕地組合等を想定）
- ・ 【協議の場に参加が予定される関係機関】
- ・ ①千葉県安房農業事務所・②農地中間管理機構（千葉県園芸協会）
- ・ ③JA安房・④農業委員会委員及び農地利用最適化推進員
- ・ ⑤土地改良区・⑥南房総市農林水産部（地域資源再生課）など

3. 地域計画の策定までの流れ

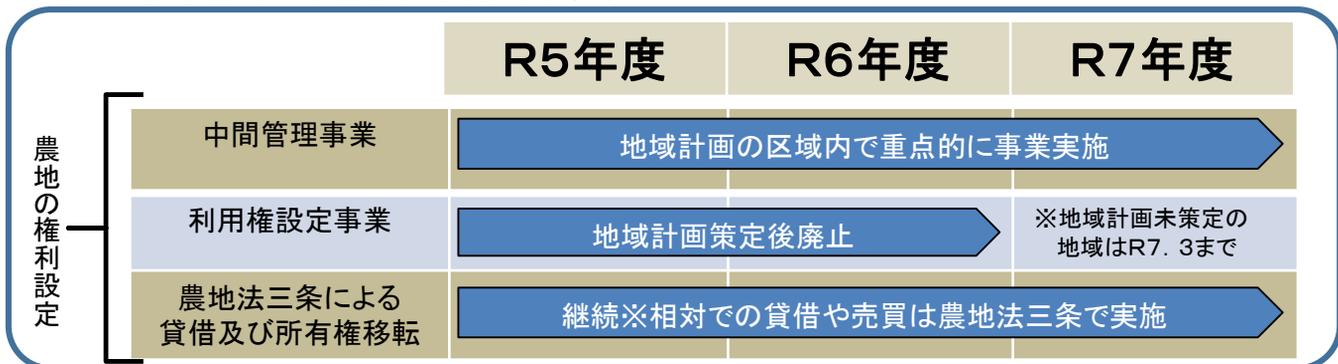
関係機関が地域へ伺い2回から3回程度の協議を行います。

協議の場では、制度説明・現状把握・担い手農業者の選定・意見集約・地域計画（案）の説明の後、策定した地域計画をホームページで公表します。なお、計画は随時変更が可能で年1回程度の見直しを予定しています。

4. 農地の貸借の仕組みが変わります

令和7年3月末で農用地利用集積計画に基づく相対の利用権設定はできなくなり、令和7年4月から貸借方法は、機構を通じた貸借である農地中間管理事業と農地法第3条に基づく申請の2種類となります。

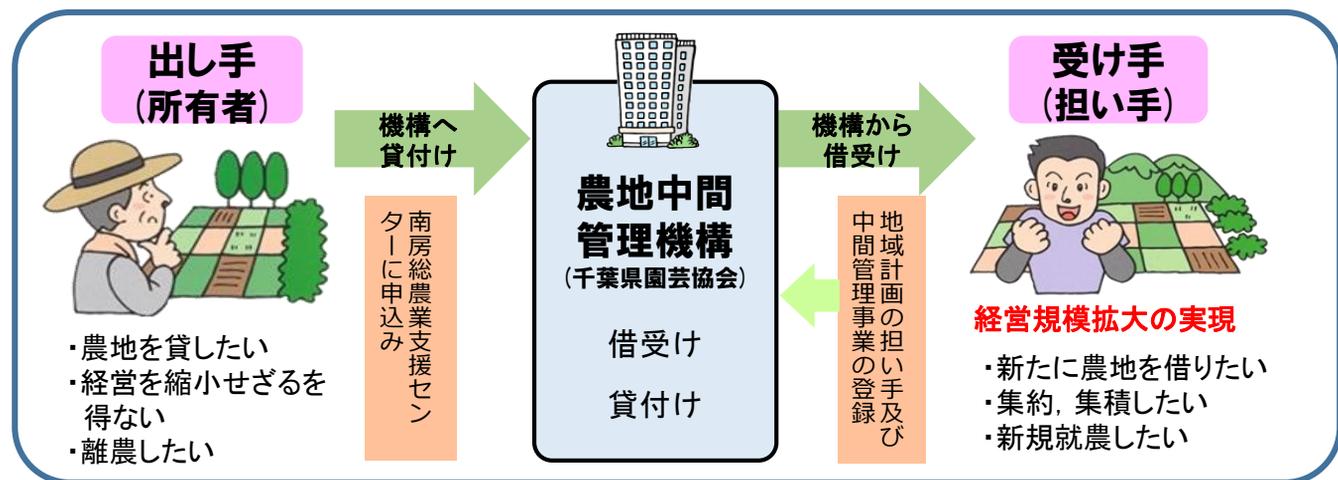
地域計画策定後又は令和7年4月以降の農地中間管理事業による契約は、地域計画の目標地図に登載された担い手（農業者）のみとなります。（目標地図の担い手は随時追加・変更が可能です。）



5. 農地中間管理事業とは

機構を通じて、農地の貸借をおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る事業です。

機構が、農地を貸したい方（所有者）から農地を預かり、借りたい担い手（借受者）へ農地の配分（貸し出し）を行います。南房総市では（一財）南房総農業支援センターが、機構の業務を受託し行っており、窓口となります。



機構が農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは原則機構が行います。希望する受け手がいる場合もご相談ください。

地域計画内の農地の一定割合を、機構に貸す場合協力金の交付が受けられる場合があります。（別途市に申請が必要）

＜問い合わせ先＞南房総市農林水産部地域資源再生課 0470-33-1073
 一般財団法人南房総農業支援センター 0470-28-4595
 公益社団法人千葉県園芸協会 043-223-3011